

水中検査に関する船級符号への付記に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編
登録規則細則
鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

水中検査に関する船級符号への付記に関する事項

改正理由

水中検査のために必要な措置を講じ、本会が承認した場合、船底検査を水中検査で行うことができる旨、鋼船規則 B 編 6.1.2 に規定されている。

今般、水中検査の適用が認められた船舶に対する船級符号への付記について業界からの要望が増えているため、水中検査に関する要件に適合する船舶について、船級符号に“*In Water Survey*”（略号 *IWS*）を付記するよう関連規定を改めた。

また、国土交通省船舶検査の方法において、水中検査の適用が、長さ 200m 以上の船舶から 150m 以上の船舶に変更されたため、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船底検査を水中検査で実施する船舶については、船級符号に“*In Water Survey*”（略号 *IWS*）を付記するよう改めた。
- (2) 上記(1)の改正に伴い、登録規則細則の付録 1 として掲載している製造中船級登録検査等申込書及び製造後船級登録検査等申込書中の書式例中、登録原簿特記事項から“*IWS*”を削った。
- (3) 水中検査を長さ 150m 以上の船舶に適用することができるよう改めた。